

平成 29 年度 河川技術者教育振興機構

【CPD制度の概要】

平成 29 年 10 月 24 日

(H29.4.6 版 修正)



一般財団法人

河川技術者教育振興機構

# 目 次

I	河川技術者教育振興機構 CPD 制度の概要 .....	1
II	CPD 単位数が資格登録更新条件を満たしていることの証明方法 .....	4
III	資格登録更新申請書に添付する CPD 証明資料 .....	6
IV	様 式 集 .....	8
	様式 a : 河川技術者資格登録更新申請書 (両面印刷) (Word)	
	様式 b : 換算計算書 (Word)	
	様式 c : CPD 単位取得報告書 (Word)	
	様式 d : 継続学習経歴書 (Word & Excel)	
	様式 e : 業務経歴書 (Word & Excel)	
	様式 f : CPD プログラム認定依頼書 (Word)	
	【別紙】 .....	17

# I 河川技術者教育振興機構CPD制度の概要

## 1. 目的

河川技術者が日ごろから自らの倫理観の涵養や技術の研鑽に努め、高い技術力をもって、河川の整備や維持管理に取り組むことによって、社会に貢献していくことができるよう、河川技術者資格（河川維持管理技術者、河川点検士）の更新にあたって、継続学習の実施状況を確認するために運用するものである。

## 2. 対象

一般財団法人河川技術者教育振興機構（以下「機構」という）の河川技術者資格制度に基づく「河川維持管理技術者」と「河川点検士」の資格登録更新予定者を対象とする。

## 3. 特徴

### ① 他機関のCPD制度の活用

当面は機構としてのCPD体系を整備し、既存のCPD協議会に参加する体制をとることが困難であるため、建設系CPD協議会や測量系CPD協議会等が実施しているCPDプログラムや継続教育の証明制度を資格登録更新の審査に活用するものとする。

資格登録更新予定者は、原則として、CPD協議会の構成団体が運営しているCPD制度に登録し、その登録した構成団体が行った継続教育の証明により、当機構における資格登録更新時の審査を受けるものとする。

なお、土木学会、建設コンサルタンツ協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、確認等のサービスが受けられるので、極力これらのサービスを利用するものとする。

### ② 継続教育プログラムの提供

当機構においても自ら講習会等を企画し、河川の維持管理に関する良質なプログラムを提供するとともに、河川技術者資格の有資格者に継続教育の機会を広げるものとする。

また、これらの講習会等は当協会の認定CPDプログラムにするとともに、土木学会等のCPDプログラムにも登録することとする。

なお、他の機関が主催する講習会等を申請により当機構のCPDプログラムとして認定し、当機構のホームページ等を通じて開催情報を提供するものとする。

### ③ 継続教育の証明

①で記したように、他機関のCPD制度を活用して証明することとするが、他機関のCPD制度をどうしても利用できない場合は、申請者本人が当機構の示す基準により継続教育の単位数を計算して申告し、これに基づき当機構における資格登録更新の審査を受けることとする。

## 4. 河川技術者教育振興機構認定CPDプログラム

河川の維持管理技術に関わる講習会などについて、一定の基準に適合していることを当機構が審査し認めたものを「河川技術者教育振興機構認定 CPD プログラム」として、河川技術者資格の有資格者や河川の維持管理に関心のある技術者に推奨することとする。

また、河川管理者・学協会等の主催者が実施するプログラムを「河川技術者教育振興機構認定 CPD プログラム」として認定を希望する際は、下記のプログラム内容や認定基準に基づき審査を行い、認定の可否を決定する。

### ① CPDプログラムの内容

河川の維持管理に関する国や地方公共団体の政策、最新の技術動向、災害の教訓及びこれらに関連する分野の状況・動向に関する内容とする。

### ② 認定基準

#### 1) 主催者

官公庁、学協会、財団・社団法人等、当機構が信頼のおける団体と認定できる組織であること。

#### 2) 認定基準 土木学会 CPD プログラム認定基準に準拠する

#### (参考) 土木学会CPDプログラムの認定基準

- ・学習の目標や目的、期待する効果が分かること
- ・対象とする技術者のレベルが示されていること
- ・講義・講演、演習、実習などの教育手段が分かること
- ・講習会のフィードバックとして、アンケート調査等を実施し、講習会などを自己評価し、次につなげる仕組みを有していること（努力目標）
- ・使用機材・教材としてパワーポイント、映像、テキストなどの使用の有無が分かること
- ・会場や定員等が分かること
- ・営利目的でないこと
- ・組織内の講習会等のように受講対象者を限定していないこと

### ③ 申請・認定の手順

- 1) 申請者は別記様式に基づき、メールにより当機構事務局に認定の申請を行う。
- 2) 当機構において、プログラム認定担当理事が審査を行い認定の可否を決定する。
- 3) 事務局より、申請者に対し審査結果をメールにて連絡する。
- 4) なお、毎年継続して開催するプログラムは開催の都度申請を必要とする。
- 5) また、「様式 f 4. プログラムの内容」については、別紙に具体的講義内容、講義時間が確認できる資料を添付すること。
- 6) 申請先 E-mail : [query@ree.or.jp](mailto:query@ree.or.jp)

#### ④ 申請費用

認定プログラムにかかる申請料は、1 プログラムにつき 6,000 円（消費税別）とし、当機構が主催または共催するものは認定申請料を徴収しないものとする。

また、官公庁が主催するものは認定申請料の減免を受けることができる。

#### ⑤ 認定 CPD プログラムの公表

認定 CPD プログラムは、当機構のホームページ (<http://www.ree.or.jp>) に掲載する。

### 5. CPD 単位数

登録日から登録の更新申請日までの期間に所定の CPD 単位数を取得していること。

登録から更新申請までの期間	河川維持管理技術者	河川点検士
3 年以上（基本）	150 CPD 単位以上	60 CPD 単位以上
1～3 年未満	100 CPD 単位以上	40 CPD 単位以上
1 年 未満	50 CPD 単位以上	20 CPD 単位以上

### 6. CPD 単位数の証明

CPD 単位数の証明は、別途定める「II CPD 単位数が資格登録更新条件を満たしていることの証明方法」によることとする。

### 7. CPD 単位取得期間

CPD の取得期間の最終日は、更新申請の日より 3 ヶ月以内とする。

### 8. 更新手続きの受付期間

受付期間は、有効期限前年の 10 月～12 月の 3 ヶ月間以内とする。

[平成 29 年度資格試験：有効期限（平成 33 年 4 月 1 日）の場合]

平成 32 年 10 月～12 月の間に申請書類が提出されれば平成 33 年 3 月末までに資格登録証を交付する。平成 33 年 1 月～3 月の期間も更新申請は受け付けるが、資格登録証の交付が 4 月以降となる場合がある。

### 9. CPD 単位数の審査料

個人申告、及び個人申告と CPD 協議会の構成団体による証明書を併用する場合、審査料は、1 年分（1 年未満は切り上げ）について 6,000 円（消費税別）とし、資格登録更新申請料 5,000 円（消費税別）と併せて納付する。なお、CPD 協議会の構成団体による証明書（様式 b）のみを利用する場合は、審査料は免除するものとする。

## Ⅱ CPD単位数が資格登録更新条件を満たしていることの証明方法

資格登録更新申請者は、CPD 単位数を証明するにあたっては次の 3 つの方法によるものとし、それぞれに必要な書類を資格登録更新申請書に添付し申請を行うものとする。

機構はこれらの書類に基づき、申請者が取得した資格登録更新に必要な CPD 単位数について審査するものとする。

### 1. CPD協議会の構成団体による証明書を利用する場合

証明書の発行団体は、河川維持管理技術者にあつては、建設系 CPD 協議会の構成団体、河川点検士にあつては、建設系 CPD 協議会もしくは測量系 CPD 協議会の構成団体に限るものとする。

申請者は、いずれかの団体の CPD 制度に登録し、その団体の証明書を提出することとする。

なお、建設系、測量系の複数の CPD 登録証明書の組み合わせも認めるが、同一プログラムの CPD 単位の二重計上は認めない。

#### (1) 証明されている単位数が各資格で要求する単位数以上となる場合

CPD 協議会構成団体の証明書を資格登録更新申請書に添付すること（様式 b）

#### (2) 証明されている単位数が各資格で要求する単位数未満であるが、証明されている単位数の中に機構認定プログラムの受講があり、または証明されている単位数の中にない機構認定 CPD プログラム（以下、機構単独認定プログラムという）の受講があり、これらの単位数を換算または加算すると各資格で要求される単位数以上となる場合

換算計算書（様式 b）を資格登録更新申請書に添付することとし、必要な証明書、CPD 記録シート（証明書の証明内容と対照できるもの）と併せて提出するものとする。

#### (3) 上記(1), (2)以外の場合

CPD 単位数取得は、上記(1), (2)を基本とするが、証明書を利用した資格登録申請（単位数取得が困難）ができない場合は、次の 2 で示す個人申告での申請も可能とする。

### 2. 個人申告による場合

CPD 単位数は、次の 3 種の合計とし、CPD 単位数取得報告書（様式 c）を資格登録更新申請書に添付するとともに、それぞれの種別ごとに証明するものとする。

なお、個人申告による CPD 単位数の証明には審査が必要となります。

#### (1) 土木学会 CPD 制度に準拠した CPD 単位数

継続学習経歴書（様式 d）及びその実施内容を証明する資料（講習会、研修会、講演会のプログラムなど）と参加を証明する資料を CPD 単位数取得報告書に添付すること。

なお、講習会・研修会等については、各資格で認める CPD 協議会の構成団体や当機構が認定したプログラムに参加することを基本とするが、これらに加えて、構成団体等の認定プログラムとして認定を求めなかった講習会・研修会等についても土木学会の認定基準を満たすものについては、年 30 単位数まで取得できることとする。

## (2) 放送大学の関連科目の取得単位

放送大学が発行する単位習得証明書を CPD 単位取得報告書に添付すること。

なお、放送大学で開講されている関連科目（大学レベルでは「自然と環境コース」、「情報コース」、大学院レベルでは「自然環境科学プログラム」、「情報学プログラム」、「自然科学 プログラム」の中から、受講の前に当機構に相談し、関連科目として認められたもの）については、放送大学が発行する単位習得証明書により、その習得単位数の 10 倍に換算した単位数を年 20 単位数まで取得できることとする。

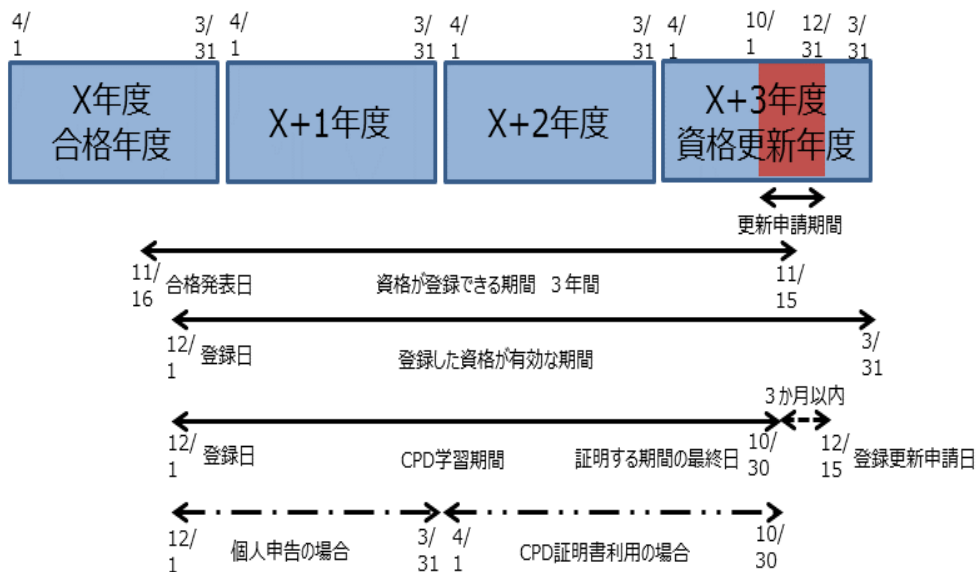
## (3) 河川維持管理に関わる勤務実績による単位

業務経歴書（様式 e）を CPD 単位取得報告書に添付すること。

従事期間月数（複数の業務が重複し実施されている場合は、重複分は除く。また、1 月未満は切り捨てとする）は、1 ヶ月当たり 4 単位として、年 30 単位数まで取得できることとする。

## 3. CPD協議会の構成団体による証明書と個人申告を併用する場合

証明書で証明する期間が構成団体の CPD 制度の加入期間の関係から 3 年に満たない場合は、個人申告と併せて証明することができることとする。この場合、必要な添付書類は、それぞれの例による。



CPD協議会構成団体が運営するCPD制度に加入して、CPD単位数の証明を受けることを基本としているため、最初は個人申告により証明を行ったとしても、途中からCPD証明書利用に切り替えていただくこととなります。

このとき、個人申告分は1年単位でCPD単位の審査を行うこととしていますが、上記の図のようにX年度の12月1日からX+1年度の3月31日まで個人申告した場合、16か月間=1年4か月間となります。なお、審査料については、1年未満は切り上げ、2年間分を審査したものと審査料をいただくこととしています。

### Ⅲ 資格登録更新申請書に添付するCPD証明資料

#### 1. CPD協議会の構成団体による証明書を利用する場合

##### 1-1(1) 添付書類としてCPD証明書だけで必要十分な場合

CPD 証明書に証明されている単位数が河川維持管理技術者にあつては 150 単位数以上、河川点検士にあつては 60 単位数以上である場合とする（基本※1）。また、CPD 証明書の証明対象期間の最終日が更新申請日の3ヶ月以内であり、発行機関は河川維持管理技術者にあつては、建設系CPD協議会※2）の構成団体、河川点検士にあつては建設系CPD協議会※2）あるいは測量系CPD協議会※3）の構成団体とする。

※1）更新時に必要なCPD単位数は登録日から資格の更新申請日までの期間によって異なり、「p.3 5. CPD単位数」を参照のこと。

##### ※2）建設系CPD協議会構成団体

(公社)空気調和・衛生工学会、(一財)建設業振興基金、(一社)建設コンサルタンツ協会、(一社)交通工学研究会、(公社)地盤工学会、(一社)森林・自然環境技術者教育会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)全国測量設計業協会連合会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会)、(公社)土木学会、(一社)日本環境アセスメント協会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本コンクリート工学会、(公社)日本造園学会、(公社)日本都市計画学会、(公社)農業農村工学会、(一社)全日本建設技術協会(平成29年度より加入)

##### ※3）測量系CPD協議会構成団体

(公社)日本測量協会、(公財)日本測量調査技術協会、(一財)日本地図センター、(一財)測量専門教育センター、(一社)地図調製技術協会、日本土地家屋調査士会連合会、(一財)日本建設情報総合センター、(一社)全国測量設計業協会連合会、(一社)日本国土調査測量協会、日本測地学会、(一社)日本写真測量学会、(一社)地理情報システム学会、日本地図学会、(一社)日本リモートセンシング学会、(一社)三重県測量設計業協会、(一社)大阪府測量設計業協会



### 1-(2) CPD 証明書に換算計算書分を加算する場合

CPD 証明書に加えて換算計算書（様式 b）の添付が必要とする場合、河川維持管理技術者が 150 単位数未満、河川点検士にあつては 60 単位数未満であり（基本※1）、機構認定プログラムの単位換算を利用することにより河川維持管理技術者が 150 単位数以上、河川点検士にあつては 60 単位数以上になる場合とする。

また、換算計算書には、CPD 証明書の証明内容と対照できる CPD 記録シート（これは土木学会の CPD 制度上の用語ですが、CPD 証明書の発行機関により異なる場合はこれに相当するものを用意する）が必要となります。

なお、CPD 証明書の発行機関や CPD 証明書の証明期間の最終日に関する要件は、上記1-(1)と同様とする。

※1) 更新時に必要な CPD 単位数は登録日から資格の更新申請日までの期間によって異なり、「p.3 5. CPD 単位数」を参照のこと。

### 2. 個人申告による場合

CPD 単位取得報告書（様式 c）とその取得内容に応じ、継続学習経歴書（様式 d）、放送大学単位習得証明書、業務経歴書（様式 e）の中から必要なものを添付すること。

継続学習経歴書は、土木学会 CPD 制度に準拠した内容（項目、CPD 単位等）で記載することとする。また、CPD 取得期間の最終日は、更新申請日の 3 ヶ月以内とする。

### 3. CPD 協議会の構成団体による証明書と個人申告を併用する場合

前述1-(1), 1-(2), 2で添付が必要なものを適宜組み合わせて提出するものとする。

なお、CPD 証明書の発行機関や CPD 証明書の証明期間の最終日に関する要件は前述1-(1)と同様とする。

また、証明書による証明期間と個人申告による証明期間は重複しないこととする。

## IV 様式集

※ 様式は以下のページからダウンロードできます。

<http://www.ree.or.jp/form/>

- 様式 a : 河川技術者資格登録更新申請書（両面印刷）（Word）
- 様式 b : 換算計算書（Word）
- 様式 c : CPD 単位取得報告書（Word）
- 様式 d : 継続学習経歴書（Word & Excel）
- 様式 e : 業務経歴書（Word & Excel）
- 様式 f : CPD プログラム認定依頼書（Word）

# 河川技術者資格登録更新申請書

平成 年 月 日

(様式 a 両面：表面 ※両面印刷)

河川技術者資格  
登録証用写真  
(横 2.4cm×縦 3.0cm)

申請前6ヶ月以内に  
撮影したもの  
・正面、無帽、無背景  
・上三分身(肩から上)  
・カラーとし鮮明で  
変色の恐れのないもの  
・写真の裏こ、番号と  
氏名を記入する

資格認定機関

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

申請者	フリガナ	セイ	メイ	生年月日
				昭・平 年 月 日
	氏名		⑩	性別 男・女
申請する資格種別 (複数の申請も可)	河川維持管理技術者	登録番号		
	河川点検士	登録番号		
自宅	住所	〒 —		
	電話番号	( )		
勤務先	名称	会社名等		
		部署名		
	住所	〒 —		
	電話番号	( )		
業種 (該当する数字に○印を記入)	1. 国の機関 2. 地方自治体等(都道府県の建設技術センターも含む) 3. 協会等(地域づくり協会・マネジメント会社) 4. 建設コンサルタント業 5. 建設業 6. 測量業 7. 地質業 8. その他 ( )			
書類の送付先	自宅 又は 勤務先			
連絡用メールアドレス				

(様式 a 両面：裏面 ※両面印刷)

登録の欠格事項に該当しないことの申立

平成 年 月 日

一般財団法人

河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

申請者の住所・氏名

〒 ー

⑩

私は下記の欠格事項に該当しないことを申し立てます。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

登録手数料振替払込請求書兼受領証等の貼付け欄

CPD 概要

\* 登録料のお払込みは窓口等にて行い  
「振替払込受領証等(コピー可)」を  
受け取り、貼り付けてください。

横向きにお貼りください。

CPD単位数

\_\_\_\_\_ 単位

証明方法

- 1-(1). CPD証明書のみ
  - 1-(2). CPD証明書  
+換算計算書
  2. 個人申告
  3. CPD証明書と個人申告  
を併用
- ※ いずれかに○印を付ける。

※ 資格登録情報の取扱について

下記事項 I 及び II については必ず回答下さい(1. または 2. のいずれかに○印を付けて下さい)。なお、1 及び 2 のいずれにも○印の記入がない場合は、同意がなかったものとして取り扱います。

I. 登録者名簿の公表について

河川技術者教育振興機構のホームページ上で、資格種別・氏名・勤務先・登録年度・有効期限を公表することについて

1. 同意する
2. 同意しない

II. 登録者の情報提供について

国・都道府県等の河川管理者より、登録台帳に記載されている情報について、情報提供を求められた際に提供することに対し

1. 同意する
2. 同意しない

(様式 b)

## 換 算 計 算 書

(河川技術者教育振興機構認定 CPD プログラムを利用する場合)

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

取得した CPD 単位数は以下の通りです。

平成 年 月 日

申請者

〒 -

住 所

TEL - -

氏 名

印

記

1. 資格登録更新申請する資格の区分：河川維持管理技術者(登録番号： )  
河川点検士 (登録番号： )  
(該当するものを○で囲み、登録番号を記入)
2. 登録している CPD プログラム名： \_\_\_\_\_
3. 対象期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (3年間)
4. 総 CPD 取得単位数 (下表 CPD 単位数計算表 (5))： \_\_\_\_\_ 単位
5. CPD 単位数計算表

内 容	証明された CPD 単位	備 考
証明書により証明を受けた単位数		別紙証明書の通り (1)
上記の内、機構の認定プログラムを受講した単位数 (加算分)		別添記録シート及び受講証明書の通り (2)
小 計		(3) = (1) + (2)
機構単独認定プログラムを受講した単位数 (加算分)		別添受講証明証の通り (4)
総 計		(5) = (3) + (4)

注)・CPD 協議会 (土木学会等) へ CPD プログラムを登録している場合、添付する証明書は継続教育記録登録証明書となり、別途記録シートに対象とするプログラムに「赤のラインマーカー」で印 (しるし) をしてください。

- ・上記の内、機構認定プログラムとなっている場合にも、対象となるプログラムが分かるように記録シートに「赤のラインマーカー」で印 (しるし) をしてください。
- ・河川教育機構単独認定プログラムの場合は、受講証明書「別途発行される証明書 (認定されたプログラム名) に本人が受講を確認できるもの」を添付してください。

(様式 c)

## CPD 単 位 取 得 報 告 書

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

取得した CPD 単位数は以下の通りです。

平成 年 月 日

申請者

〒 ー

住 所

T E L

ー ー

氏 名

⑩

記

1. 資格登録更新申請する資格の区分：河川維持管理技術者(登録番号： )  
河川点検士 (登録番号： )  
(該当するものを○で囲み、登録番号を記入)
2. 対象期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (3年間)
3. 総 CPD 取得単位数： \_\_\_\_\_ 単位 (下記 ④ を記入)

- ①土木学会 CPD 制度に準拠した取得単位 \_\_\_\_\_ 単位 (別添継続学習経歴書による)
- ②放送大学の関連科目の取得単位 \_\_\_\_\_ 単位 (別添単位習得証明書による)
- ③河川維持管理に関わる勤務実績による単位 \_\_\_\_\_ 単位 (別添業務経歴書による)
- ④上記3つの区分による単位の合計 \_\_\_\_\_ 単位

(様式 d)

## 継 続 学 習 経 歴 書

申請者氏名			証明期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日				
教育形態			教育 形態 番号	実施月日／実施内容	主催者	実時間数 時間・分	時間 重み 係数	継続 学習 単位	添付 資料 番号
番号	分類	件名							
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
<b>継続学習単位合計</b>									

1. 分類及び教育形態番号は、【別紙】（CPD 制度の概要 p.17）を参照して記入すること。
2. 実施内容を証明する資料（講演会プログラム等）や参加したことを証明する資料を添付すること。  
参加したプログラムが認定 CPD プログラムであれば、主催者の発行した参加証明書の添付でよい。
3. 各プログラムの時間重み係数、継続学習単位は土木学会 CPD 制度に準拠する。
4. 継続学習単位合計は、小数点以下切り捨てとする。

(様式 e)

## 業務経歴書

申請者氏名					証明期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
番号	従事期間		月数	実務実績 単位月数 × 4	勤務先 所属(部課名) 役職	業務の内容 (契約業務名等、コリス・テクリス登録番号)
	開始	完了				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
<b>業務実績単位合計</b>						
<p>1. 原則として、件名毎に記載すること。</p> <p>2. 期間が重複する場合は、その期間の主な業務を記入し、重複しないようにすること。</p> <p>3. コリズ・テクリス登録業務は、件名と登録番号を記載すること。「登録業務以外の場合は、契約書等で従事期間、本人従事が確認できるものを添付する」</p> <p>4. 管理職は、管理責任を負う複数の部課の業務を統括管理する業務として、業務内容を記載してもよい。</p> <p>5. 業務実績単位合計は、小数点以下を切り捨てとする。</p>						
<p>[業務経歴証明]</p> <p>上記の業務経歴に相違ないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>組織名</p> <p>証明者役職</p> <p>証明者氏名</p> <p style="text-align: right;">職印</p>						



(様式 f)

平成 年 月 日

## CPDプログラム認定依頼書

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

申請責任者

所属機関・団体名

〒

住 所

氏 名

印

下記のプログラムについて、河川技術者教育振興機構 CPD プログラムへの認定を依頼します。

記

1. プログラム名
2. 主催者名
3. プログラムの目標（200文字以内）
4. プログラムの内容（講師と演題）

5. プログラムのレベル : 初級 ・ 中級 ・ 上級  
(該当するものを○で囲む。複数選択可)

6. プログラムの形態 : 講習会・研修会・セミナー・講演会・報告会・研究会・フォーラム・  
シンポジウム・フォーラム・ワークショップ・その他 ( )  
(該当するものを1つだけ○で囲む。その他の場合はカッコ内に形態を必ず記入)

7. 開催期間 : 開始日 \_\_\_\_\_ 終了日 \_\_\_\_\_ 開催時間 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 分  
(開始日・終了日は yyyy/mm/dd で記入、開催時間は10分単位で記入)

8. 開催場所 : 都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_  
会場名 \_\_\_\_\_

9. 定員 : \_\_\_\_\_ 名

10. 参加費 : 有料 ( \_\_\_\_\_ 円) ・ 無料  
(該当するものを○で囲み、有料の場合は金額を記入)

11. 認定番号とCPD単位  
(建設系 CPD 協議会あるいは測量系 CPD 協議会の構成団体から  
CPD プログラムの認定を受けている場合は記述)

認定番号 : \_\_\_\_\_ CPD 単位 : \_\_\_\_\_ 単位

12. 申請担当者(連絡先)

氏名 : \_\_\_\_\_ 所属 : \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

FAX : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

注) 上記 11 は認定を受けている場合に記入し、1~10, 12 の項目は必ず記入すること。

【別紙】

教育形態とCPD単位（土木学会CPD認定単位に準拠）

赤字は教育振興機構独自の認定単位

教育形態	番号	内容	CPD単位	上限値	備考
I 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	1	講習会・研修会への参加 eラーニングの履修(土木学会認定)	1.0×H	eラーニングは10	土木学会や建設系(CPD)に参加している学協会が認定しているCPDプログラム なお、上記プログラムを機構認定プログラムにした場合は、左記単位×5倍とする(ただし、別途換算計算書(様式b)は、合計値の内訳として土木学会認定(左記単位)、機構認定(左記単位×4)とし合計値で5倍とする)。また、土木学会認定プログラム以外で主催者申請(様式f)より機構認定を受けたプログラム受講の場合は、左記単位(土木学会に準拠)×4倍とする(様式h、c)いずれも機構の資格更新申請時のみ活用可能
	2	講演会、シンポジウムへの参加	1.0×H		同上
	3	口頭発表(法人格を持つ学協会等での発表、講演)	0.4×M ポスターセッション発表は一律4		
II 論文等の発表	4	口頭発表(前記以外での発表、講演)	0.2×M ポスターセッション発表は一律2		
	5	論文発表(学術雑誌への査読付き論文発表)	1論文につき共同執筆者合計で10 (貢献度に応じて配分)		
	6	論文発表(一般論文、総説等)	1論文につき共同執筆者合計で10 (貢献度に応じて配分)		
III 企業内研修および現地見学	7	技術図書の執筆	3.0×H(1件あたり最大30)		
	8	組織内研修プログラムの受講	0.5×H	30	土木学会等は、実務性(個別工場の工程、検討会等)の高いもの、研修内容が企業独自に属しているものは認められないが、機構CPDについては以下の内容のものは認定する。 企業独自の維持管理に関する研修、現地見学の受講者は(0.5×H)×4とする(別途様式d、e)及びプログラム、受講者が証明できるものを添付)。ただし、機構認定者(講師が講師等を務める場合)に限る。(地方プログラム毎の認定講師リストは機構HPにて公開)。なお、プログラムは事前に主催者より申請し機構認定を得ることが望ましい。上限値は300単位とする。
	9	JABEE審査員(オブザーバー含む)を務める	新規審査・継続審査担当 :50 中間審査(実地審査)担当 :35 中間審査(書類審査)担当 :20		
IV 技術指導	10	大学、学術団体等からの依頼で講師を務める	1講義あたり準備含め10	20	河川維持管理技術者講習会の講師を務めた場合は、1講義あたり準備も含め10単位、上限値20単位とする。
	11	社内研修会等の講師を務める	1講義あたり準備含め5	15	機構認定講師が、企業独自の河川に関わる維持管理に関する研修講師を務めた場合は1講義あたり準備含め5。但し、事前に機構の認定を得た社内研修に限る。(様式d、e)に記載する。上限値15単位
	12	河川維持管理に関わる技術指導を行う	1指導あたり準備含め5	15	河川維持管理資格者が、河川維持管理に関する社内、現地等で技術指導を実施したもの。1指導あたり5単位とし別途(様式d、e)及び技術指導内容(CPDプログラム(日時、場所、対象者、内容等))を添付する。尚、事前に主催者よりCPDプログラム認定依頼書(様式f)を申請し機構の認定(審査)を受けたものに限る。上限値15単位
V 業務経験	13	表彰を受けた業務(責任者)	20		表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する業務はこれに準拠
	14	表彰を受けた業務(担当者)	10		同上
	15	特許取得(発明者に限る)	基本特許については関係者合計で40 (貢献度に応じて配分) 周辺特許については合計で10 (貢献度に応じて配分)		
VI その他	16	表彰を受けた工事・測量(責任者)	20		表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する工事・測量とする。
	17	表彰を受けた工事・測量(担当者)	10		同上
	18	河川維持管理に関わる勤務実績(河川管理者以外の場合)	業務従事期間月数(複数の業務が重複している場合は重複分は除く)1ヵ月あたり×4	30	別途(様式e、c)及び業務経歴書(業務契約書(工期等)、体制表(本人が従事していることが証明できるもの)等)を添付する。上限値30単位
	19	河川維持管理に関わる勤務実績(河川管理者の場合)	業務従事期間月数1ヵ月あたり×4	30	別途(様式e)に勤務先、所属(部署名)、役職記載、様式cと合わせて申請。上限値30単位
	20	委員会、研究会への出席(議長や委員長、幹事の場合)	2.0×H		公的機関・学協会が主催する各種委員会、研修会が該当する。
	21	委員会、研究会への出席(委員、幹事の場合)	1.0×H		同上
	22	大学・研究機関(企業を含む)における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	20		
	23	自己学習	0.5×H	30	各種資格取得のための受験勉強はこの項目で登録する。土木学会等認定以外で河川技術者資格取得のために学習した場合は、土木学会に準拠した単位(0.5×H)を認める。上限値30単位

※ 更新CPD単位取得は、CPD協議会構成団体の証明書を基本とする。(上表に土木学会単位を示す)

※ 緑色：機構単独で配慮する教育形態項目(黒字は配慮しない)。CPD協議会証明書とする

※ 赤字：個人申告等する場合の機構独自の認定単位(土木学会認定されていない場合にも適応可能)⇒CPD単位数は河川技術者資格登録更新時のみ使用可能

CPD 制度については、【河川技術者資格の CPD 早わかり】も参考にしてください

【お問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2 丁目 6 番地 5

一般財団法人 河川技術者教育振興機構

E-mail : [query@ree.or.jp](mailto:query@ree.or.jp)

本資料は予告なく修正されることがあります。  
最新の情報はホームページをご確認ください。

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 ホームページ  
<http://www.ree.or.jp>

H29. 3. 1 作成版